

平成31年4月

スポーツ少年団単位団（バスケットボール関係）代表者 様

埼玉県スポーツ少年団バスケットボール部会
部会長 吉 田 弘 一

団員構成（登録及び移動）に関する埼玉県スポーツ少年団バスケットボール部会の考え方について（通知）

日頃、当部会の活動に対し、ご指導・ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、団員構成（登録・移動）に関する埼玉県スポーツ少年団としての考え方について、従来より同じ考え方で活動してきたところですが、確認も含めて改めて次のとおり通知します。今後もスポーツ少年団活動に対しておご理解・ご協力をお願いします。

1 埼玉県スポーツ少年団バスケットボール部会のこれまでの活動について

初めに、日本スポーツ少年団は、昭和39年（1964年）の東京オリンピックに先立ち、日本体育協会（現日本スポーツ協会）創立50周年を記念して、昭和37年（1962年）に「スポーツによる青少年の健全育成」を目的に創設されました。その願いは、「一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを！」「スポーツを通して青少年のこころとからだを育てる組織を地域社会の中に！」というものでした。

発足当初は、登録団員も少ない状況でしたが、現在では、サッカー、バスケットボール、野球、バレー、剣道など種目数も増え、全国で団数約33,000団、団員数約72万人を擁する日本で最大の青少年スポーツ団体として成長しています。

スポーツ少年団活動は、団員の構成が主として小学生のため、その範囲は小学校区程度の日常生活圏となっています。スポーツ少年団は、おのずと地域社会と密接にかかわり、ときには連携・協力・支援をいただくこともあります。地域のお祭りや美化活動などに積極的に参加することでスポーツ少年団の目的や活動を地域の人々に理解してもらうことが活動の一つになっています。

埼玉県スポーツ少年団バスケットボール部会では、この小学校区程度の団員登録の考え方を基本として活動してきました。さらには、競技団体である日本（埼玉県）ミニバスケットボール連盟のチーム編成の考え方と一致し、長年に渡り車の両輪としてお互いに協力しながら普及・啓発活動を行ってきました。その結果、平成30年度の県内スポーツ少年団登録状況のうち、バスケットボール関係（ミニ、中学生等の団）では、331団（団の中に男女チームがある。）、指導者2,283名、団員10,163名で、埼玉県は全国の中でもトップクラスとなっています。

当部会の事業は、指導者講習会や審判講習会等の研修事業、ミニバスケットボール交流大会やジュニアリーダーバスケットボール交流大会等の事業を行っています。その予算は、県運営費（団員・指導者の県登録費&県補助金）で賄われております。

また、スポーツ少年団は、行政からの支援や協力を受けており、県や市町の事務局の多くはスポーツ担当部署や教育委員会、体育協会等にあります。市町によっては運営費等に公費が支出されているところもあり、県や各市町のスポーツ少年団活動にも積極的に参加することが望まれています。

さて、競技団体であります日本バスケットボール協会（以下「JBA」という。）は、2019年2月22日付けホームページにおいて「【重要】2019年度以降のU12カテゴリーの登録および移籍に関する変更について」の通知があり、その中で、新たに登録する選手は「これまでの学校単位の枠組みを廃し、一定の条

件の下で登録の自由を容認する。」というものです。JBAは競技団体であり、スポーツ少年団とはその目的や活動内容が違う組織でありますので、スポーツ少年団との活動と比較はできませんが、スポーツ少年団としての団員構成（登録・移動）の考え方について、共通の理解のもとに今後も活動することが必要と考えましたので、確認を含めて改めて通知します。

2 県スポーツ少年団バスケットボール部会としての団員構成（登録・移動）の考え方について

埼玉県スポーツ少年団バスケットボール部会として、スポーツ少年団の団員構成（登録及び移動）については次のとおりです。

- ① **スポーツ少年団は団員の構成が主として小学生のため、その範囲は小学校区程度の日常生活圏となっていることから、今後も小学校単位を基本としていきます。**
なお、少子化の影響により団員が集まらない地域もあります。小学校単位を基本としながら、子どもが安全に通える範囲で、地域の実情に合わせた単位団作りをお願いします。
また、練習日や練習内容等が合わない等の理由から他の団へ入団することも可能ですが、この場合、子どもの安全と保護者の負担を考慮し、中学校区程度の範囲とします。
- ② **通学する小学校にバスケットボールスポーツ少年団が無い場合は、中学校区程度の範囲からバスケットボールスポーツ少年団へ入団することは可能です。**
- ③ **スポーツ少年団は地域の団体であり、団員が他の団への移動（移籍）を前提とした活動をしていませんが、競技志向の高まりから団内でのトラブル、指導者の暴力・暴言等が問題となっています。このような状況が発生し、他の団へ移動（移籍）を希望する団員は、当部会（地区）および所属する市町スポーツ少年団本部と相談・協議の上、移動（移籍）することは可能です。**
- ④ **単位団（チーム）および指導者は、スポーツ少年団活動の目的を再確認し、バスケットボール競技にこだわらず、地域行事等の活動に積極的に参加しましょう。**
また、指導者は、暴力・暴言等は絶対にしない、させない団づくりに心掛け、子どもが主体のスポーツ少年団であることを忘れずに、共に成長する指導者となりましょう。このことを願っています。

問い合わせは下記までお願いします。

○埼玉県スポーツ少年団バスケットボール部会HPまたは各地区までお願いします。